

国民健康保険被保険者証 の更新時期です

国民健康
保険

■問合せ 国保年金課国保係 ☎029-885-0340 (内)116

毎年8月1日付けで、国民健康保険被保険者証(保険証)は更新となりますので、新しい保険証を7月末日までに簡易書留郵便で送付します。

お手元に届きましたら、保険証の記載内容に間違いがないかどうか、ご確認ください。また、現在使用中の保険証については、有効期限経過後に各自で責任を持って処分してください。

《保険証の取り扱い》

- ・必ず手元に保管しましょう。
- ・他人に貸したり、借りることはできません。
- ・医療機関等で診察を受けるときには、必ず窓口で提示してください。
- ・コピーしたもの、有効期限の切れたものは使えません。

《保険証の有効期限》

- ・村から交付される保険証の有効期間は1年です。

※国民健康保険税に未納がある場合は、有効期間の短い保険証が交付されます。有効期限が切れる前に役場収納課で納付または納税相談を行い、有効期限の延長を申し出てください。

村への届出が必要なケース

いずれの場合も、世帯主の方が窓口へ届け出てください。

*手続きについて委任が可能な場合もあります。窓口へお問い合わせください。

《以下の事由が生じたときは届出が必要です》

- ・転入、出生、職場の健康保険からの脱退等による「資格取得」
 - ・転出、死亡、職場の健康保険への加入等による「資格喪失」
 - ・住所、氏名等の変更による「記載内容変更」
- *届出に必要な書類等については役場国保年金課までお問い合わせください。



限度額適用認定証の申請

以下の方は、申請により限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)が交付されます。

《申請により交付される方》

- ・70歳未満の方
- ・70歳以上で所得区分が低所得Ⅱ・Ⅰ、現役並Ⅱ・Ⅰの方

認定証を保険証と一緒に医療機関などに提示すると、窓口での一部負担金の支払いが自己負担限度額までとなります。自己負担限度額については、保険証と一緒に送付されるパンフレット「国保あんしん手帳」をご確認ください。

※国民健康保険税に滞納がない方が対象です。

※現在認定証をお持ちの方も8月以降分は新たに申請が必要です。

